

## 発議第2号

### 筑紫野市議会ハラスメント防止条例

市民から負託を受けた市議会議員は、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、公共の福祉の増進という地方自治の本旨を体現するとともに、住民全体の奉仕者として住民福祉の向上に努めなければならない。ハラスメントは他者に対して行われる極めて卑劣な行為であり、ハラスメントに対する無自覚によって相手に被害を与える「人権侵害」である。また、ハラスメントは、基本的人権、個人の尊厳を著しく傷つけ、議会活動に支障を来し、議会の社会的信用及び信頼を失うことにつながる。特に市職員に対するハラスメントは、議員と市職員という人間関係を背景とするため顕在化しにくい。

筑紫野市議会は、議員及び議会としての役割を十分に発揮するため、互いに人格を尊重し相互信頼を深めることを通じて、ハラスメントの防止に努め、信頼される議会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、議会内における議員間のハラスメントを防止し、及び議員による議員の地位を利用した、市職員(以下「職員」という。)に対するハラスメントを防止するための措置を講じ、全ての議員及び職員が個人としての尊厳を尊重され、良好な職場環境を確保することで市政の効率的な運用に寄与し、もって信頼される議会の実現に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次の各号に掲げるものの総称をいう。

- (1) パワー・ハラスメント 職務に関して優越的な関係を背景として行われる言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、相手方に対して精神的又は身体的な苦痛を与え、人格又は尊厳を害し、職務環境が害されるものをいう。市議会や議員全員協議会、各種委員会等の会議中に大きな声を出して議員や職員に対して威嚇又は恫喝をする行為もこれに含まれる。

- (2) セクシュアル・ハラスメント 異性、同性を問わず、性的な言動により相手方に対して不快感を与える行為又はその行為によりその者の職務環境を害する行為をいう。
- (3) マタニティ・ハラスメント 妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務することができないこと等を理由とする言動又は妊娠、出産、育児に関する制度若しくはその措置の利用に関する言動により、その者の職場環境が害されることとなる行為をいう。
- (4) その他のハラスメント 日本国憲法が保障する思想の自由、表現の自由等に配慮しても、なお、一般に許される限度を超えた言いふらし、電話、文書、SNS、メール、掲示板等の手段による誹謗、中傷、風評等により相手方に対して人権を侵害し、又は不快にさせる行為をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、議員間又は議員と職員との間において生じた問題について適用する。

(議員の責務)

第4条 議員は、選挙で選ばれた市民の代表として、筑紫野市政治倫理条例(平成6年筑紫野市条例第28号)第1条及び第2条に規定された議員の規範を遵守することにより、ハラスメントの防止に努めなければならない。

2 議員は、ハラスメントが行為者の意図とは関係なく生じ得ること及び議員と職員という人間関係を背景として生じる可能性があることを自覚し、他の議員及び職員を個人として尊重することを通じて、誠実かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

3 議員は、ハラスメントの事実を指摘されたときは、自ら誠実な態度を持って事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。

4 議員は、ハラスメントに当たる行動を行っているとは認められる事態に遭遇したときは、当該行動を行っている者に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めるとともに、議長に当該事態について報告をしなければならない。

(研修等)

第5条 議長は、ハラスメントの防止のために、筑紫野市政治倫理条例第1条及び第2条に規定された議員の規範を遵守することを周知するとともに、議員に

対しハラスメントに関する研修を実施しなければならない。

2 議長は、議員によるハラスメントの防止を図るため、必要に応じて実態を把握するための調査を実施することができる。

(事実関係の把握)

第6条 議長は、議員又は職員から、ハラスメントに関する苦情の申出又は報告があったときは、速やかに、当該申出又は報告に係る事実関係を把握しなければならない。

(公表等)

第7条 前条の規定により、申出又は報告をされたときは、議会運営委員会がハラスメントに係る事実関係の調査及び確認を行うものとする。

2 議長は、前項に規定する議会運営委員会の調査の結果を尊重し、ハラスメントが確認されたときは、当該ハラスメントを行った議員に対して、指導、助言、注意その他必要な措置を講じ、又は当該ハラスメントを行った議員の氏名その他の公表をしなければならない。

(議長職務の代行)

第8条 議長が調査の対象になったときは副議長が、議長及び副議長が共に調査の対象になったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

(プライバシーの保護)

第9条 議員は、ハラスメントによる被害者及び関係者のプライバシーの保護に十分配慮し、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。